

諮問番号：諮問第 319 号

答申番号：答申第 319 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県福岡児童相談所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 56 条第 2 項の規定による負担金変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

現在、夫とは別居状態で、離婚調停中であるが、自分が養育権を取得すると、収入が高い夫の年収で負担金（処分庁が児童養護施設に入所させた審査請求人の子に係る入所に要する費用等のうち、扶養義務者である審査請求人又はその夫（以下単に「夫」という。）から徴収するものをいう。以下同じ。）の額が決定されるため、支払いが困難である。

2 審査庁の主張の要旨

本件審査請求は、負担金の変更決定処分について、これを不服として、その取消しを求めるものである。

本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和 51 年福岡県規則第 56 号。以下「徴収規則」という。）第 3 条第 1 項の規定により、負担金の額は、措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる徴収金基準額（以下「基準額」という。）により算定される。

本件審査請求の争点は、処分庁が、夫の税額等を基準額として審査請求人の負担金の額を決定したことに違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

1 本件処分の違法性又は不当性

処分庁は、審査請求人の負担金の額を決定するに当たり、法、徴収規則等関係法令の規定に則って適正に行っており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

審査請求人は、夫と別居し、かつ、離婚調停を行っていることを理由として、収入が高い夫の市町村民税の額を基に負担金の額を決定されると支払いが困難である旨主張しているが、法及び徴収規則においては、別居中又は離婚調停中であることを理由として負担金の額を変更することができる旨の規定がないため、審査請求人の主張は採用することができない。

2 その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 8 年 6 月 12 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 8 年 7 月 9 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

処分庁は、審査請求人の負担金の額を決定するに当たり、法、徴収規則等関係法令の規定に則って適正に行っており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、夫と別居し、かつ、離婚調停を行っていることを理由として、収入が高い夫の市町村民税の額を基に負担金の額を決定されると支払いが困難である旨主張しているが、法及び徴収規則においては、別居中又は離婚調停中であることを理由として負担金の額を変更することができる旨の規定がないため、審査請求人の主張は採用することができない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件処分は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第 1 のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委 員 小 原 清 信

委 員 鶴 利 絵

委 員 谷 本 拓 也